

町名整理事業による住所変更に伴い必要となる主な手続き

※ 本人が住所変更手続きを要する項目については、手続き「要、不要」の『要』の項目です。

1. 役場に関する手続き

項 目	手 続 き		お問合せ先
	要・不要	取 扱 い ・ 手 続 き の 方 法	
印鑑登録証 住民票、戸籍	不要		町民課
国民健康保険証 後期高齢者保険証	不要	※現在の保険証がそのまま使用できます。ご希望の方のみ保険証を差替えます。	環境保健課
固定資産、 所得等の証明	不要		税務課
農地基本台帳の 耕作証明	不要		農業委員会

2. 国や県に関する手続き

項 目	手 続 き		お問合せ先
	要・不要	取 扱 い ・ 手 続 き の 方 法	
土地登記簿 建物登記簿等	場合により 要	登記されている所有者欄の住所は、変更となりません。必要な方は、税務課に申請用紙がありますので、町民課からの住所変更証明書を添付し、法務局へ届け出ます。	法 務 局
自動車運転免許証	要	原則は、速やかにですが、免許の更新時に変更しても良いとのことです。 変更の際は、国民健康保険証、又は町民課、分庁サービス課、北部出張所から住所・本籍証明書（無料）を交付してもらい、三沢警察署へ届出をしてください。	三 沢 警 察 署
国民年金、 厚生年金関係	要（不要）	（不要）国民年金、国民年金被保険者の住所は自動変更します。ただし、住所地と異なる場所に書類の送り先を設定している方は、届出が必要です。 届出書は、町民課、分庁サービス課に備え付けてあります。それぞれの窓口へ提出して頂ければ、町で日本年金機構八戸年金事務所へ届けます。 （要）厚生年金加入者については、事業所に住所変更の届出をしてください。	日本年金機構 八戸年金事務所

3. その他の手続き

項 目	手 続 き		お問合せ先
	要・不要	取 扱 い ・ 手 続 き の 方 法	
変更前の住所で差し出された郵便物の取り扱い	一	郵便局で調査のうえ、配達可能な郵便物は配達しますが、お知り合いの方等へは、機会を捉えて新住所をお知らせいただくようお願いいたします。	郵便局
貯金通帳、非課税貯金	要	新住所が確認できるもの（国民健康保険証、町で発行する住所・本籍証明書（無料））、通帳を持参のうえ、郵便局の窓口へ届出ください。	
簡易保険証書	不要		
N T T 加入者住所	要	・固定電話からの変更手続きは 局番なしの116へ ・携帯電話・PHS・NTT以外の固定電話からの変更は 0120-116-000へ	N T T
電気使用者の住所	場合により 要	東北電力三沢営業所で変更しますが、契約数が複数あり、変更漏れがある場合が想定されますので、その際は、連絡してください。	東 北 電 力 三 沢 営 業 所
上水道使用者の住所	場合により 要	八戸圏域水道企業団で変更しますが、変更漏れにより、変更とならない場合は連絡してください。	八 戸 圏 域 水 道 企 業 団
普通預金 定期預金証書 当座資金	要（不要）	新住所が確認できるもの（国民健康保険証、町で発行する住所・本籍証明書（無料））、印鑑（届出印）、通帳を持参し、本人が銀行等の窓口で届出をしてください。 （届出が不要な金融機関もあります。）	金 融 機 関
生命保険 損害保険等証書 自賠責保険証書	一	住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各保険会社にお問い合わせください。	各 保 険 会 社

※ お問合せ：おいらせ町役場企画課（電話 0178-56-4701）